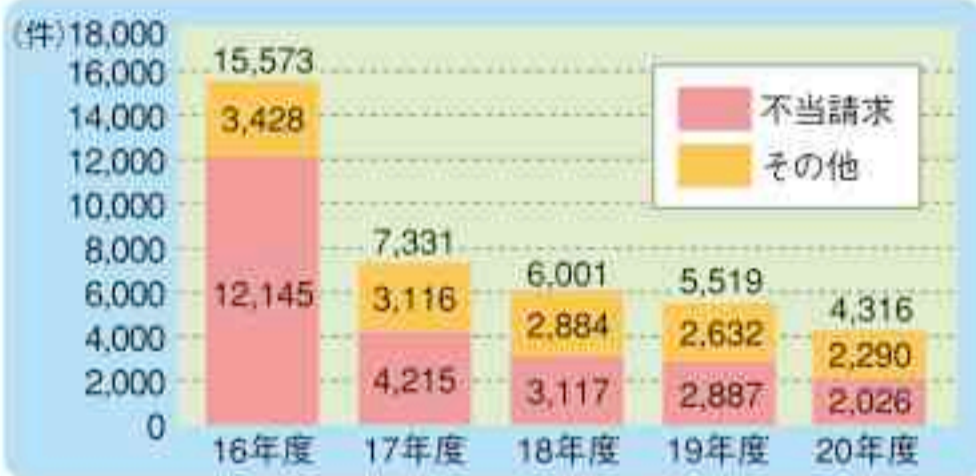


あいち暮らしっく(若者向け消費者被害未然防止特集号)「契約ってなんだろう?」解説版
あいち消費者教育
レポート

あいち暮らしっく(若者向け消費者被害未然防止特集号)「契約ってなんだろう?」と併せてお使いください。

【若者(29歳以下)の消費生活相談】 ~県内8ヶ所の県民生活プラザで受けつけた相談から~

■若者からの相談件数の推移

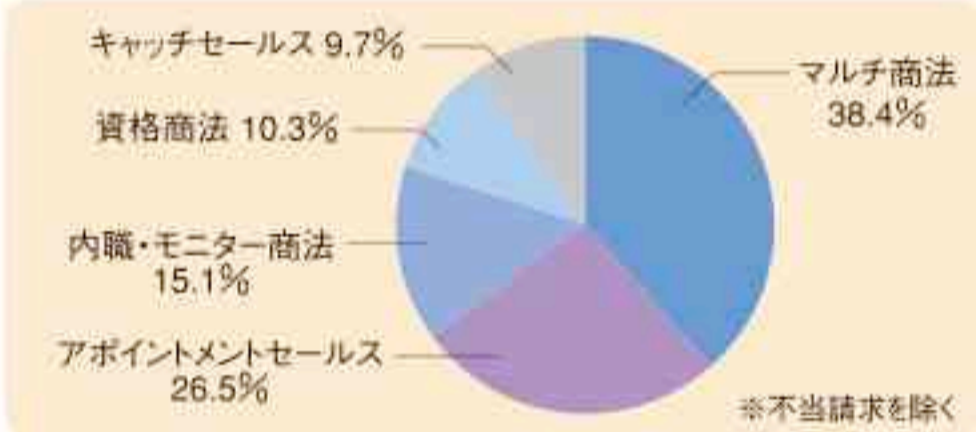


■若者に被害の多い商品・サービス別相談上位10品目(平成20年度)



電話情報提供サービス・・・携帯電話を利用して情報を得るサービス
 オンライン情報サービス・・・パソコンを利用して情報を得るサービス
 ※この2つのサービスのほとんどが不当(架空)請求である。

■若者に被害の多い商法別の相談割合(平成20年度)



■若者からの相談状況

平成20年度に、県民生活プラザへ寄せられた相談は19,143件でした。そのうち**29歳以下の若者からの相談は4,316件**で、全体の約23%を占めています。若者からの相談の特徴として、**不当(架空)請求に関する相談の比率が他の年代に比較して高い**ことがあげられます。特に未成年では、不当(架空)請求の相談が、約75%を占めています。**若者からの相談件数は、平成16年度をピークに減少傾向**にあります。商法別では、**マルチ商法、アポイントメントセールスに関する相談が相変わらず多く**全体の約65%を占めています。

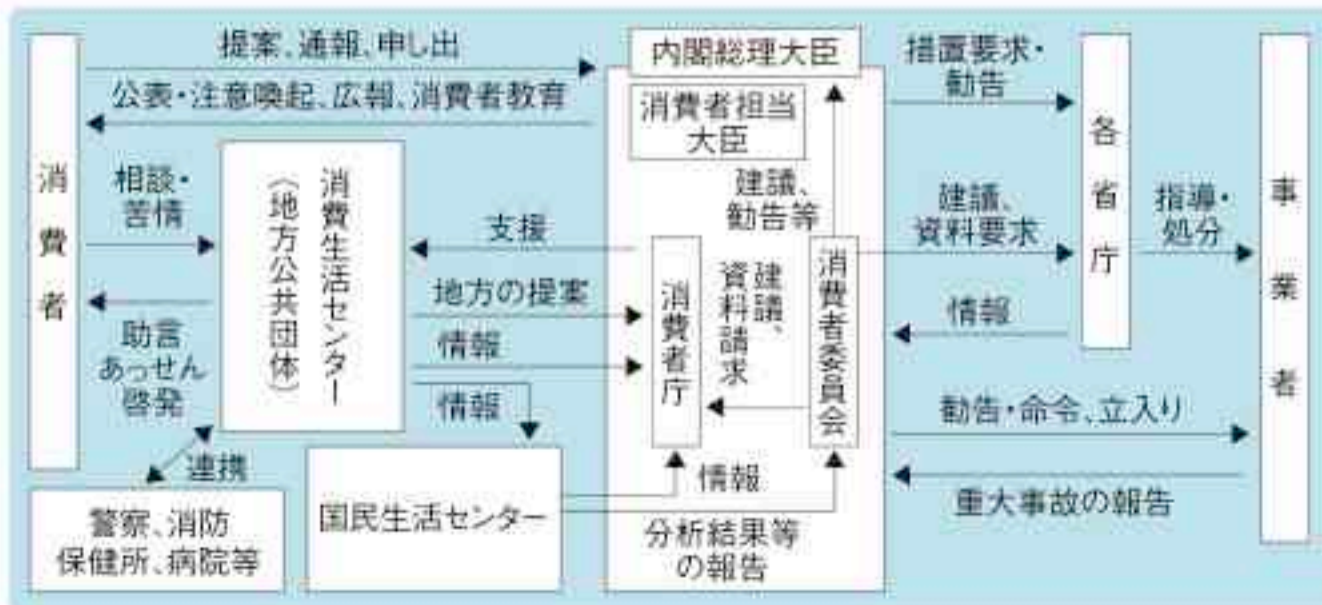
くらしのキーワード 消費者庁

誕生の経緯

近年、食品偽装や製品事故などが多発し、消費者の生活全般への不安が増大しました。例えば、中国製冷凍ギョーザ中毒事件では地方機関からの連絡が不十分で厚生労働省の把握が遅れたり、ガス湯沸かし器事故では経済産業省内で情報が共有されず、20年も放置されました。また、こんにゃくゼリーによる幼児や高齢者の窒息死事故では、適用法令がなく、対応の遅れを招きました。このような、情報収集不足による対応の遅れや複数官庁にまたがる問題の対策放置などが消費者被害の拡大を招いたとの反省から、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための新たな官庁として、平成21年9月1日に発足しました。

役割

消費者庁は、消費者行政の司令塔として、消費者被害の発生防止・拡大防止に向けた関係省庁の取組みを促進し、関係省庁による措置が必要な場合には、措置要求を行い、実施状況の報告を求めます。所管省庁がない「すき間事案」では、独自に事業者への勧告、立ち入り調査も行います。
 また、関係機関(消費生活センター、警察、消防、保健所など)から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を行い、被害の拡大防止を図り、必要が認められる場合には消費者への注意喚起を行います。その他に、消費者が主役の社会実現に向け、消費者政策に関する基本的な制度や環境の整備をします。



扱う主な法律

- 【表示に関する法律】**
 - ・景品表示法(公正取引委員会から移管)
 - ・日本農林規格(JAS)法(農林水産省と共管)
- 【取引に関する法律】**
 - ・特定商取引法(経済産業省と共管)
 - ・金融商品販売法(金融庁と共管)
- 【表示・安全に関する法律】**
 - ・食品衛生法(厚生労働省と共管)
- 【その他】**
 - ・個人情報保護法(内閣府から移管)

突然身に覚えのない請求が!



手口

※メールや電話で、利用した覚えのない請求が届きます。相手は、あなたからの連絡を待っています。連絡させて、住所、氏名、年齢などの個人情報を聞き出し、逃げられないようにします。

アドバイス

※この場合、そもそも契約は成立していませんので、支払い義務はありません。
※「身に覚えがなければ早急に連絡を」などと書かれている場合がありますが、絶対に連絡しないように!
連絡をすると個人情報を聞き出され、新たな請求をされる可能性があります。

★不当(架空)請求に占める若者の割合(平成20年度)



迷惑メールが送られてくる原因

- 業者が数字やアルファベットを適当に組み合わせ、多数の人に送りつけている。
- 迷惑メールに記載されたURLにアクセスしたことがある。
- プレゼントや無料ダウンロードのサイト、掲示板に応募・登録したり、アドレスを記載したことがある。

(対処法)

- ◆アドレスは数字やアルファベットを組み合わせ、できるだけ長いもの、性別がわからないものにする。
- ◆携帯電話のフィルター機能を活用し、迷惑メールを受信しないようにする。
- ◆迷惑メールに返信したり、書いてあるアドレスにアクセスしない。
- ◆インターネット掲示板やアンケートなどに個人情報(氏名、住所、メールアドレスなど)を気軽に記入しない。
- 不当(架空)請求の手口は携帯電話だけではありません。**パソコンのメール、はがき、封書などさまざまです。メールやハガキによる身に覚えのない不当(架空)請求は無視することが原則です。

●裁判所手続きを悪用した不当(架空)請求

最近、「支払督促」や「少額訴訟」といった裁判手続を悪用したり、裁判所からの通知を装ったりするものがあります。不安にさせ、連絡させて支払わせようという手口です。あわてて連絡すると、さらに個人情報を与えることにもなります。

発送元が裁判所である場合は書類の真偽の判断が難しいので、身に覚えがなくても放置せず、県民生活プラザなどに相談してください。

見分ける方法は?

裁判所からの通知の場合は、郵便配達員から直接手渡されるのが原則で、受取人のサインを必要とする裁判所の名前入り封書で送付されます。郵便受けに入れることはありません。

しまった! アダルトサイトに...



手口

※見知らぬ人からのメールに記載されたアドレスにアクセスしただけで、登録したことになってしまい、利用料金を請求された。
※無料ダウンロード中に、「18歳以上」をクリックしたら、いきなり料金請求画面になった。

アドバイス

※申し込みの意思もないのに、一方的に登録された場合、契約は成立していないため、支払いの義務はありません。
※操作を誤って登録した場合は、「錯誤」による契約の無効を主張できる場合があります。
※一度支払うと次々と請求がきます。請求されても、怖がらずに無視しましょう。
※出会い系サイトやアダルトサイトのメールは、危険がいっぱい。18歳未満の者が「出会い系サイト」を利用することは、禁止されています。
※絶対に迷惑メールなどのURL (http://...)にはアクセスしないこと!



ポイント

- ※メール本文のURLをクリックすると、入口画面が出てきますが、スクロールしないと利用規約や18歳未満の利用者への対応がわからなくなっているものもあります。気付かずに、入口をクリックすると自動的に会員登録となり、契約が成立したかのように思い込ませます。**見覚えのないメールは開かず削除しましょう。**
- ※IPアドレスや個体識別番号から、氏名、住所などの個人情報がサイト運営業者に伝わることはありません。**自分から業者に連絡をとらないようにしましょう。**

電子消費者契約法 「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(平成13年12月施行)

電子消費者契約に関して、事業者が操作ミス防止のための措置を講じていない場合には、消費者に重大な過失があっても、「意図しない契約」を無効とすることができます。

例えば、「URLをクリックしただけで、登録されて料金を請求された」場合は、契約内容、申込み内容を確認する画面の表示がないため、無効です。また、「申込み画面に金額が記載されておらず、無料と思って登録したら、有料だった」場合も、有料かどうか、申込みボタンを押す前にわかるように明記されていないため、無効です。

最近の相談事例から

- 無料の着うたサイトに登録したら、出会い系サイトにも登録され、見知らぬ人から、どんどんメールが届くようになった。
- 携帯電話の料金に上乗せして高額な情報料を請求された。小学生の息子に聞いたすと「無料で遊べる」とうたう大手携帯ゲームサイトでゲームを有利に進めるための特別な有料アイテムを購入していたことがわかった。(購入方法は、携帯画面上の「購入」ボタンを押すだけ)このようにフィルタリング(閲覧制限)から外れていて、子供でも利用できる「健全サイト」でも、無料をうたいながら実際には情報料がかかるケースは少なくない。

出会い系サイトに対する法規制

全国では、毎年多くの児童(18歳未満の者)が出会い系サイトに関連した犯罪被害にあうなど、インターネット異性紹介事業に起因する犯罪が多発しているため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年9月一部施行・12月施行)で必要な規制を設けています。

事業者求められること

- ◆利用者に対して、児童が利用してはならない旨を伝達しなければなりません。
- ◆利用者が児童でないことを確認しなければなりません。

保護者に求められること

- ◆フィルタリング(有害なサイトなどへのアクセスを制限するしくみ)を利用するなど、児童が「出会い系サイト」を利用しないよう努めなければなりません。

マルチ商法

いいバイトがあるんだ。
人を紹介するだけで
簡単にお金が
もらえるんだ!!



手口

※友人から「すごくいいバイトがある」「ネットワークビジネスで稼ごう」などと誘われます。会員になって別の友人に商品を勧めて、購入させると紹介料が入るといふ商法です。

主な商品・サービス
健康食品、化粧品セット、浄水器、代理店の権利など

アドバイス

- ※誰でも簡単に高収入が得られるように思わせて勧誘しますが、実際は会社と一部の販売員だけがもうかるシステムです。楽してもうかる話はありません。きっぱり断りましょう。
- ※成功体験話に誘われ、安易に契約しないこと。

友人や先輩などに誘われて説明会に参加し、すっかり洗脳されて、マルチ商法にのめり込むケースも多く、学校や職場などの単位で集団的に被害が発生することがあります。実際に5つの高校で1,000人以上の生徒がマルチ商法の会員になった例もあります。

強引な勧誘の結果、人間関係を悪くするだけでなく、嘘の説明や脅かす等の行為をすると、自分自身が加害者になる可能性があります。

最初に商品・サービスを購入するためのお金を、「すぐに返済できるだけの収入がある。」と言って、消費者金融などで借りさせることもあります。思ったようにマージンが受け取れないばかりか、借金だけが残り、**多重債務**や**自己破産**に陥る若者も多くいます。

マルチ商法とネズミ講

マルチ商法・・・販売組織の加入者が消費者に商品などを購入させて、その販売組織に加入させることによりマージンを得るしくみの商法。(連鎖販売取引)

ネズミ講・・・組織に後から加入した者が先に加入した者に金銭などの配当を支払う配当組織。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、開設・運営・勧誘の一切が禁止されています。組織に加入するだけで、処罰されます。



※1人が2人ずつ勧誘し、その会員も次の日に2人ずつ勧誘すると、27日目で約1億3千万人を超え、必ず行き詰まるシステムです。組織の上位の者だけがもうかり、その他の大半の者は損をするという構造になっています。“誰もが絶対にもうかる”“楽してもうかる”うまい話はありません。

★マルチ商法に占める若者の割合(平成20年度)



マルチ商法のクーリング・オフ

法定の契約書面を受け取った日、または再販売をする商品の引渡しを受けた日を含めて20日以内であれば、クーリング・オフができます。

中途解約・返品ルール

特定商取引法により、クーリング・オフ期間経過後でも、いつでも契約を解除し、退会することができます。さらに、入会后1年未満で退会する場合、商品の引渡しを受けてから90日未満で未使用の商品は、原則として返品を行い、返金を受けることができます。

インターネットを利用した勧誘

「ネットワークビジネス」と称し、違法ではないと明記してメールで勧誘してくる手口が増えています。「マネーゲーム」と称するネズミ講まがいの勧誘もみられ、注意が必要です。

こんなキャッチフレーズに注意!

- 「ネットワークビジネスで稼ごう!」
- 「サイドビジネスで高収入!」
- 「セミナーで人生が変わる話を聞こう!」

クレジットカードとは

クレジット(credit)とは、「信用」のことです。クレジットカードは、消費者の信用に基づいて発行されるカードで、代金後払い(一括払い、分割払いや**リボルビング払い**)で商品やサービスの購入をしたり、キャッシング(ATM(現金自動預け払い機)から借金をすること)ができます。

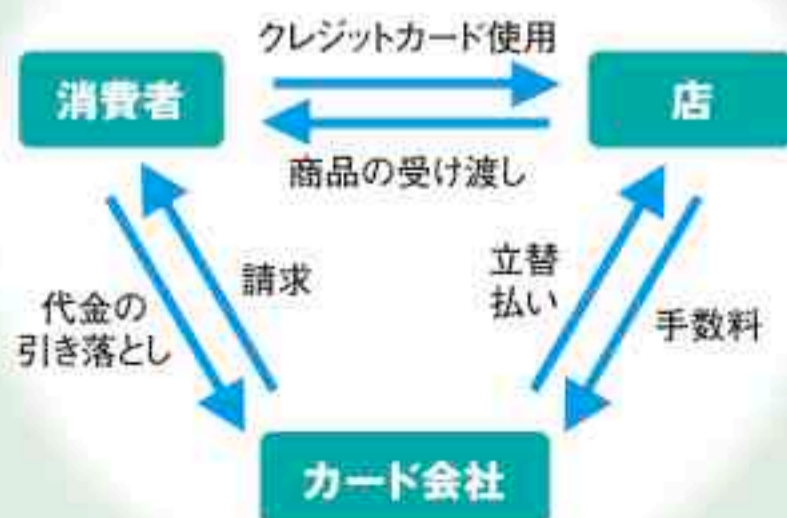
使いすぎに注意

カード利用は借金です。高い金利を払わなければなりません。収入に見合った計画的な利用が必要です。また、借金返済のための借金や返す見通しがたない借金で、**多重債務**や**自己破産**に陥る若者も多くいます。必ず返済が待っていることを忘れてはいけません。

カードの管理はしっかりと!

紛失・盗難にあった場合は、すぐにカード会社と警察に届けましょう。他人にカードを貸さないようにしましょう。カードの名義人が支払義務を負います。

クレジット契約のしくみ



◎リボルビング払い

当初設定された限度の範囲なら、いくら利用しても毎月の支払額や支払比率を一定にする方法。商品の購入を繰り返すと、一つ一つの支払残高がわからなくなるので注意が必要です。

◎多重債務

クレジットカードの使いすぎや、消費者金融で簡単な気持ちで借りたお金が雪だるま式に増えてしまい、多額の負債を背負い、返済能力を超えてしまう状態をいいます。

◎自己破産

債務者自身が裁判所に申し立てて、破産宣告を受けることです。ただし、ギャンブルや浪費のために借金した場合は、免責が許可されないことがあります。

自己破産のデメリット

- 信用情報機関に債務整理の情報が登録されて、借金ができなくなります。
- 一時的に就けなくなる職業や資格があります。

アポイントメントセールス

プレゼントが当たりました♥
詳しいご説明をしたいので
会社まで取りに来てください。



手口

※「プレゼントが当たった」
「旅行や買い物がお得になる」
「特別モニターに選ばれた」
などと本当の目的を隠して
喫茶店や営業所に誘い出し、
高額な商品やサービスの契約
を迫ります。

主な商品・サービス
ネックレス、レジャー会員権、
指輪、絵画など

アドバイス

※「あなただけ」「特別に」などは誘いの文句です。
知らない人から甘い言葉で誘われても、安易に出かけてはいけません。

キャッチセールス

化粧品の
アンケートを
お願いします。



手口

※駅や繁華街の路上で、「ア
ンケートに答えてください」
などと声をかけ、喫茶店など
に連れて行き、契約するまで
何時間も拘束して離さず、
化粧品やエステなどの契約
を迫ります。

主な商品・サービス
エステ、化粧品、外国語教室
など

アドバイス

※足を止めると、営業巧みに強引にアンケートと称して勧誘するための場
所へ連れていきます。呼び止められても、相手にしないことが肝心です。
決してついて行かないようにしましょう。

★アポイントメント商法に占める若者の割合(平成20年度)



●その他にもこんな手口が…

【手口1】

携帯電話の出会い系サイトなど通じて「メル友」になった異性
に対し、デートを装って呼び出し、
強引にアクセサリーなどを買わせる
「デート商法」と呼ばれる手口
もあります。

【手口2】

見知らぬ人からの「間違いメール」をきっかけに知り合い、直接
会ったら高額な絵画を契約させられたなどのケースもあります。

●二次被害

「未払い分がある」、「脱会の手続きが必要」などといって再び
勧誘される二次被害も増えています。以前に被害にあった人の
個人情報、別の悪質業者の手に渡っている可能性があります。

★キャッチセールスに占める若者の割合(平成20年度)



●アンケートに名前が必要?

アンケートに気軽に住所や名
前などの個人情報を記入してい
ませんか?知らないうちにあなた
の情報が、業者の間で取引され、
出回ることも考えられます。身に
覚えのない情報料の請求など、
さまざまな被害を受けることにな
るかもしれません。不用意に個
人情報を知らせないようにしま
しょう。

●無料分だけ利用などと考えないで!

無料のサービスだけを受けて、勧誘されても「断ればいい」と気
軽に考えるのは危険です。近くの営業所に連れ込まれて数人で
取り囲み、高額な契約をするまで帰してくれないといった怖い思い
をすることになります。

特定商取引法(特定商取引に関する法律)による規制

■アポイントメントセールス、キャッチセールスは特定商取引法(特定商取引に関する法律)による「訪問販売」にあたり、次に該当する場
合はクーリング・オフすることができます。

- (1) 売買契約の締結を勧誘すると告げず、または著しく有利な条件で契約を締結できると告げて、営業所に呼び出して契約を締結さ
せる場合(アポイントメントセールス)
- (2) 営業所以外の場所で呼び止めて営業所に同行させて、売買契約の申込みをさせ、または契約を締結させる場合(キャッチセールス)

■「特定継続的役務提供」(①エステ ②外国語会話教室 ③学習塾 ④家庭教師 ⑤パソコン教室 ⑥結婚相手紹介サービス)
は、契約期間・金額等が定められた条件を満たしていれば、自分から出向いて店舗で契約した場合もクーリング・オフすることができま
す。さらに、クーリング・オフ期間経過後でも理由を問わず、一定の解約手数料を支払うことで中途解約することができます。

※定められた条件:契約期間2ヶ月(エステは1ヶ月)を超え、かつ契約金額が5万円を超えるもの

■契約の意思がない旨を伝えた者に対し、再勧誘することは禁止されています。違反した場合は、行政処分の対象となります。

クーリング・オフ制度

〈あいち暮らしっく(若者向け消費者被害未然防止特集号)P4〉

「クーリング・オフ」は、
どんな契約でもできるの?

下の表に記載してある取引などが対象で、すべての契約に認められるわけではありません。
たとえば、自分から店舗に出かけて品物を購入した場合は、この制度は利用できません。
なお、ネット通販などの通信販売は、事業者があらかじめ返品を認めないことを広告している
場合を除き、購入した商品を返品することができます。

クーリング・オフ可能な取引の例	期 間
訪問販売(アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステティック、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

※クーリング・オフの起算日は、法定の要件を満たした契約書面を受け取った日からですが、契約書面が交付されていない場合や記載事項に不備があれ
ば期間が過ぎていてもクーリング・オフをすることができます。

契約とは?

法的な責任が生じる「約束」のことです。あまり意識していないかもしれませんが、私たちの普段の生活は、実に多くの契約で成り立っています。

例えばどんなこと?

- スーパーで買物をする。
- バスや電車に乗る。
- DVDを借りる。
- コインロッカーを利用する。
- 英会話スクールに入る。

これらはすべて契約です。

契約の成立はいつ?

あなたの「買います」「借ります」という意思表示に対して、相手が「売ります」「貸します」と承諾し、**お互いの意思表示が合致した時点で契約は成立します。**

口約束はどうなるの?

たとえ口約束でも契約は成立します。

契約書を作成し、判を押すのはなぜ?

文章にして内容をはっきりさせ、確かに契約をしたという証拠を残すためです。

契約が成立するとどうなるの?

契約が成立すると、それを守る義務が生じます。契約書のあるなしにかかわらず、**契約を守るのは当然のこと**です。原則として、一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。

契約を守らないとどうなるの?

契約を守るよう法律で強制されたり、「債務不履行」として損害賠償などの責任を負うこともあります。

契約を解約するには?

相手の同意が必要です。通常は違約金を支払うことになります。



不用意な契約はトラブルのもとです。契約はくれくれも慎重に!

契約が取り消されたり無効になる場合はあるの?

次のようなときは、条件次第で契約をやめることが認められる場合があります。

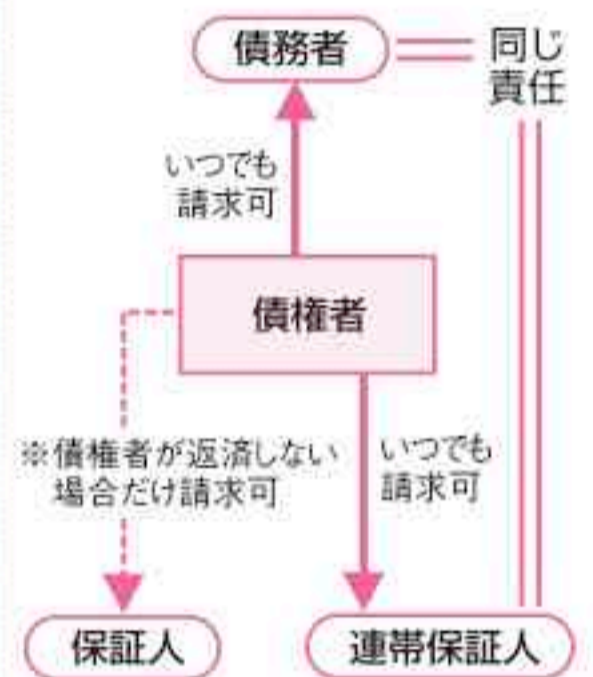
- 未成年者が法定代理人(親等)の同意なく契約した場合。ただし、自分を成年者と偽ってした契約は取り消せません。
- だまされたり、脅かされたりして契約した場合(詐欺・脅迫)。
- 間違っして契約した場合(錯誤)。
- 訪問販売・電話勧誘販売などで契約した場合は、クーリング・オフ制度を利用すれば、一定の期間内であれば無条件で解約が可能。

保証人と連帯保証人の違い

保証人には、「保証人」と「連帯保証人」があります。どちらも借金をした人の債務を保証しますが違いがあります。

「保証人」の場合、債権者は債務者の支払いが滞ると、まず債務者本人に請求しなければなりません。その手順を踏まずに債権者から請求されたときは、保証人は、「まず債務者本人に請求してください」と言う権利があります。

それに対し、「連帯保証人」の場合、債権者は債務者の支払い能力の有無にかかわらず、いつでも「連帯保証人」に支払請求することができます。債権者は債務者よりも回収しやすいと思えば、すぐ「連帯保証人」に対して請求できます。



未成年者の契約は?

小遣い程度の金額での契約の場合は、「未成年者取消」は利用できません。また、未成年者でも結婚している場合は民法上成年者とみなされるため「未成年者取消」はできません。

「消費者契約法」を活用しよう!

消費者は自分の責任で契約をしなければなりません。消費者と事業者の間の情報の質や量、交渉力には大きな格差があります。消費者契約法はその差を少しでもなくし、契約のトラブルから消費者の利益を守るためのルールで、消費者と事業者の間で結ばれる全ての契約が対象となります(労働契約を除く)。

◆こんな場合に契約を取り消すことができます

誤認した場合	不実告知 重要事項について事実と異なることを告げられた場合 (例:ウソを言っていた)	断定的判断の提供 将来の不確実な事項を確実なものとして告げられた場合 (例:不確定なことを断定して告げた)	不利益事実の不告知 消費者に有利な点ばかり強調し、不利な事実を故意に告げなかった場合 (例:都合の悪い部分を隠していた)
	困惑した場合	不退去 帰ってほしいという意思表示をしたのに帰らない場合	監禁 営業所などで帰りたいという意思表示をしたのに帰らせない場合

*どうやって取り消すの?

事業者に対して証拠が残るように書面で通知します。契約を取り消すことができる期間は、消費者が誤認したと気づいた時、または困惑状態を脱した時から6ヶ月以内かつ契約締結の時から5年以内です。

*契約書の中の不当な条項は無効です

事業者の損害賠償責任を一切免除する条項、不当に高額な解約損料や遅延損害金を要求する条項、消費者の利益を一方的に害する条項などは無効です。ただし、その条項が無効になったからといって、**契約自体が無効になるわけではありません。常識的な範囲内で責任を負わせたり、損害金が減額されたりすることになります。**

★あいち暮らしっく(若者向け消費者被害未然防止特集号)「若者をめぐる消費者トラブル(その他の悪質商法編)」P3の他にこんな悪質商法もあります。

資格商法 (主な商品・サービス：国家資格、民間資格取得の講座と教材など)

手口

*自宅や職場に電話で「受講すれば資格が取れる」などと執拗な勧誘をし、講座や教材を契約させます。あいまいな返答をしていると、申し込みしたと主張され、契約書面などが送られてきて、受講料を請求されます。最近では、一度被害にあった人を対象に、以前の契約がまだ継続しているとして根拠のない解約料の支払いを求められたり、名簿が業者間で行き交い、あらたな契約を迫られ二次被害にあうこともあります。

アドバイス

*電話口での最初の対応が肝心です。受講する気がなければ、毅然とした態度できっぱり断りましょう。忙しいからといって「はい、はい」とか「結構です」などどちらとも受け取れるあいまいな返答や長電話は禁物です。

消費者教育を応援します 愛知県県民生活部県民生活課では、次の事業を行っています。

情報の提供

消費生活情報の各種パンフレット、資料を県民生活プラザの窓口で配布しています。

愛知県のホームページに消費者被害を未然に防ぐ対処法などをゲームや寸劇のシナリオで楽しく学べる教材を掲載しています。

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/taiken/>

参考：内閣府「消費者の窓」

消費者教育ポータルサイト(試行版)

<http://www.consumer.go.jp/portal/index.html>

講師の派遣(※申込みは、下記の県民生活プラザまで)

学校などからの依頼により、生徒・PTA等を対象に、弁護士、消費生活相談員等の消費者トラブル相談の専門家を派遣します。

テーマ(例) 若者を狙う悪質商法、携帯電話・インターネットによるトラブル、多重債務に陥らないために、契約・クレジットカードのしくみ など

総合的な学習の時間やPTA研修会など、広くご活用ください。

消費者教育ビデオの貸出し(※申込みは、下記の県民生活プラザまで)

悪質商法の手口、契約やクレジットに関する知識など、消費者問題に関するビデオを、学校等へ貸し出しています。

県民生活プラザ等のご案内

☆印は、県の機関です。

※ は、各市内在住在勤の方のみ。

消費生活相談、消費生活講座、商品テストなどを通じ、消費者問題を解決するためのお手伝いをしています。

☆中央県民生活プラザ	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	自治センター1階	☎052-962-0999
☆尾張県民生活プラザ	〒491-0859	一宮市本町4-3-1	ルポ・テンサンビル4階	☎0586-71-0999
☆海部県民生活プラザ	〒496-8531	津島市西柳原町1-14	海部総合庁舎1階	☎0567-24-9998
☆知多県民生活プラザ	〒475-8501	半田市出口町1-36	知多総合庁舎1階	☎0569-23-3300
☆西三河県民生活プラザ	〒444-8551	岡崎市明大寺本町1-4	西三河総合庁舎1階	☎0564-27-0999
☆豊田加茂県民生活プラザ	〒471-0026	豊田市若宮町1-57-1	A館T-FACE7階	☎0565-34-1700
☆新城設楽県民生活プラザ	〒441-1365	新城市字石名号20-1	新城設楽総合庁舎1階	☎0536-23-8701
☆東三河県民生活プラザ	〒440-8515	豊橋市八町通5-4	東三河総合庁舎1階	☎0532-52-0999
名古屋市消費生活センター	〒460-0008	名古屋市中区栄1-23-13	伏見ライフプラザ11階	☎052-222-9671
豊橋市消費生活相談室	〒440-8501	豊橋市今橋町1	豊橋市役所東館2階	☎0532-51-2305
岡崎市消費生活相談室	〒444-8601	岡崎市十王町2-9	岡崎市役所東庁舎2階	☎0564-23-6459
一宮市消費生活相談窓口	〒491-0859	一宮市本町4-3-1	ルポ・テンサンビル4階	☎0586-71-2185
豊田消費生活センター	〒471-0026	豊田市若宮町1-57-1	A館T-FACE7階	☎0565-33-0999
小牧市消費生活相談室	〒485-8650	小牧市堀の内1-1	小牧市役所本庁舎3階	☎0568-72-2101(代)

編集：教員情報提供紙ワーキンググループ

鈴木 一久(愛知県立安城東高等学校)

天野 真美(愛知県立蒲郡東高等学校)

牧 英津子(愛知県立愛知商業高等学校)

竹田 卓朗(大治町立大治中学校)

太田 真理(刈谷市立朝日中学校)

川口 宗泰(愛知県教育委員会高等学校教育課)

二ノ宮 正治(愛知県教育委員会義務教育課)

守屋 徹(名古屋市民経済局生活流通部消費流通課)

松井 環・向原 宏(愛知県県民生活部県民生活課)

発行：愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6165